

広報

ひまわり

【座間市のお知らせ】



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

No.693 市の人口 128,723人
世帯数 52,636世帯
(平成15年7月1日現在)

みんなの道を大切に(2面)
住民基本台帳カードの交付(3面)
国民健康保険と高齢者医療のお知らせ(4面)
ざまインフォメーション(6・7面)
森づくりボランティア募集(8面)

市の花ヒマワリが

座間の大地を演出します！

ひまわりイメージキャラクター「サン」

ひまわり広場案内図

ひまわり広場や周辺には駐車場はありません。ご来場には電車・バスをご利用ください。路上駐停車や農地への車の乗り入れはご遠慮ください。ひまわり広場内は日影が少ないので、帽子をかぶるなど日よけ対策を忘れずに。開花時期は天候によって前後します。

ひまわり広場案内図の概要:
 - 相模川: 開花 8月上旬・中旬
 - 座間公園: 開花 9月上旬
 - 座間中央病院: 開花 8月中旬
 - 座間駅前: 開花 8月下旬
 - 座間中央病院: 開花 8月中旬
 - イベント 8月10日(日)
 - イベント 8月17日(日)

夏の日差しが大地を照りつける中、それに負けじと太陽に向かって堂々と大輪の花を咲かせるヒマワリ。その姿は、最も夏を感じさせる花として印象的です。

のどかな田園風景を背景に咲く鮮やかなヒマワリは、これから見ごろです。夏の思い出づくりに、写真を撮ってみたい、ひまわり広場の中を歩いてみたい、ご家族おそろいで出掛けてみてはいかがでしょうか。

担当 ひまわり推進協議会事務局

(JAさがみ座間営農センター内) ☎046(251)0011
市産業課 ☎046(252)7601 ☎046(252)7616



開花状況は、ひまわり推進協議会ホームページ
<http://www.5c.biglobe.jp/za-hima/> で確認できます。

みんなの道を

大切に!

8月は
「道路ふれあい月間」
8月10日は
「道の日」



6月に開通した座間跨線橋。大切にしていきたいと思います。

わたしたちの毎日の生活に欠かすことのできない公共施設「道路」。学校に行く道、職場に行く道、買い物に行く道など、一歩家の外に出れば道路を利用しない日はありません。

水や空気と同じように、わたしたちの生活は道路なしには成り立ちません。あまりに身近な存在であるため、つい見過ごされがちな道路。「道路ふれあい月間」「道の日」を機会に、毎日使う道路について、その意義や重要性を改めて考えてみませんか。担当 道路管理課 ☎046(255)8564 ☎046(255)3550

迷惑駐輪、ポイ捨てはやめましょう

わたしたちが普段何気なく利用している道路は、利用する人の使い方によって、快適な心地よい空間にもなり、汚れた不快な空間にもなります。

駐輪してはいけない場所に止められた自転車やバイク、道路に投げ捨てられた空き缶やたばこの吸殻などによって、不快に感じられたことはありませんか?決められた場所以外での駐輪やごみの投げ捨ては禁止されています。一人一人の心掛け



通行する人にとって大変危険な迷惑駐輪

違法駐車はやめましょう

少しの間だけならいいだろう、一台だけならいいだろうなどと安易な気持ちで違法駐車をしていませんか?

違法駐車は放置自動車を増やしたり、交通事故を発生させたりします。また、

消防や救急などの緊急車両が通行できず、重大な結果につながることもあるのです。自分の一台だけなら大丈夫などと考えて、迷惑駐車することは絶対にやめてください。

通行の支障となる看板の設置はやめましょう

道路に置かれている立て看板や、歩道にはみ出して並べられている商品陳列販売などは、歩道を狭くし通行の妨げになります。道路を占用し利用するときは、

道路管理者から道路占用許可を受けなければなりません。また、電柱やガードレール、植樹帯などに張られた看板や張り札は、針金などが通行する人の顔に当たると大変危険です。こうした広告物は県の条例によ



倒れた立て看板は、さらに危険です

生け垣を上手に手入れして 良好な環境をつくりましょう

市が実施している「交通安全総点検」(交通安全の視点で道路環境を点検する作業)において、道路に大きく張り出した生け垣などが、通行に支障のある箇所として毎年指摘されています。

良好な居住環境をつくる生け垣などの果たす役割や重要性は大きく、市でも生け垣設置に対する奨励金の制度を設けるなど、市民の皆さんに積極的に生け垣を設置するよう呼び掛けています。しかし、良好な環境のための生け垣も、道路に大きく張り出してしまつて



きれいに手入れされた生け垣で快適な道路に

交通安全対策事業による やさしい道づくり

市では、高齢者や身体障害者などが移動する際に、身体負担を軽減し、移動の利便性と安全性を向上させるため、歩行空間のバリアフリー(体の不自由な人も障害がなく活動できるような生活環境)化を進めています。だれもが安心して通行できるようにと、歩道などの有効幅員の確保、歩道の段差解消、バス停留



視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消策が施された歩道

花いっぱい運動による 道づくりにご協力を

市では、平成十三年度から「花いっぱい運動事業」として、市道の沿線六百三十一カ所に、季節の花を植えたプランターを設置しました。地域の皆さんにご協力をいただき、季節の移り変わりを告げる花を植えることで、わたしたちの暮らし



さまざまな花が道路を彩ります

に潤いを、そして心に安らぎを与えてくれるような道づくりを目指して運動を展開しています。そのほか、市内の各地域のポケットパークには「道の公園」として、植樹帯の周囲には「ミニ花壇」として花のある道路づくりを進めています。四月にペゴニア、七月にニチニチソウ、十一月にはパンジーと季節

ごに花の種類を変え、さまざまな花が楽しめるよう花いっぱい運動をすることで、魅力ある道路となるよう努めています。市ではこの事業の中で、日々草花の世話をしていただけの市民ボランティアを募集します。詳しくは、道路整備課 ☎046(255)8576 にお問い合わせください。

市では、市民の皆さんから実感として評価される道づくりに今後も取り組んでいくことが大切であると考



頑張っています! ボランティア

第12回

市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されているボランティアグループを紹介しています。

サークル「かがやき」

代表 加賀谷恵子さん・会員10人

サークル「かがやき」は、高齢者や障害のある子どもたちの施設において、多彩な演目で公演活動をしているボランティア団体です。

同サークルは、普段は個別に活動をしている歌や踊りなどの愛好者が集まり、その特技を生かしてボランティア公演をしようと、代表の加賀谷さんの呼び掛けで、平成13年に発足しました。サークル名の「かがやき」には「年を取っても輝いて生きていこう」という思いが込められているそうで、会員の皆さんはその名のとおりいつも元気に輝いて活動しています。

加賀谷さんは、「ただ公演を見て、聞いてもらうだけにならないように、毎回昔懐かしい歌や親しみやすい曲などを選曲しています。施設入居者もリズムに合わせて一緒に歌ったり、体を動かしたりすることができるよう工夫しているんですよ」と説明してくれました。

これからの活動について尋ねると「個人やサークルでの参加希望者も随時募集しているので、わたしたちと一緒に楽しく輝きましょう」と笑顔で話してくれました。

問い合わせは、☎046(253)2536(加賀谷)。



住民基本台帳カードの 交付を開始します

市では、八月二十五日(月)から住民基本台帳ネットワークシステムを二次サービスとして、住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の交付を開始します(住民基本台帳ネットワークシステムの概要については本紙七月十五日号でお知らせしたとおりです)。
ここでは、住基カードの交付に伴う申請手続きや、利用内容についてお知らせします。

市民課 ☎046(252)8083 函046(255)3550

住基カードとは

今回交付が開始される住基カードは、高度の安全確保機能を備えたICカード(プラスチックカードに集積回路を埋め込んだもの)で、申請に基づいて希望する市民の方に次のとおり交付します。

交付開始日 平成十五年八月二十五日(月)
交付対象者 希望する市民

民の方

交付手数料 五百円
有効期限 交付後十年
高度の安全確保機能とは、正当な住基カード利用者であることを暗証番号により確認したり、それぞれのサービスごとに外部からの不正侵入防御策を設け、利用の制限をしたりしています。またICチップへの物理的論理的攻撃に対する防御策も講じています。

暗証番号の登録

住基カードを利用するためには、四桁の暗証番号を交付申請時に登録していただく必要があります。暗証番号については、他人に推測されるような番号(生年月日、住所、同一数字など)は避けてください。また、登録した暗証番号の照会には応じられませんのでご注意ください。

交付申請手続き

住基カードの申請・暗証番号の登録は、必ず本人または、その法定代理人(親権者など)が手続きをしてください。

申請は、市役所一階市民課で受け付けます(出張所での手続きは不可)。

写真付きの住基カードを希望する方は、申請時に写真撮影をします。お手持ちの写真の利用を希望される方は、運転免許証の写真サイズ程度の大きさ(縦二・三センチ、横一・六〜二・四センチ)で、六月月以内に撮影された正面向き、無帽、無背景、目元輪郭を隠していない物をご用意ください。

住基カードの利用

住民基本台帳法の規定に基づく利用

○住民票の写しの広域交付
他の市区町村で本人または本人と同一世帯の住民票の写しが取れます。なお、戸籍に関する表示はありません。交付申請には、住基カードまたは運転免許証などが必要ですが、

○転入転出の特例処理
他の市区町村へ転出する際、住所地の窓口(座間市)に来庁することなく、郵送で転出届を提出することにより、転入地市区町村で住基カードを提出するだけで転入の手続きができます。

ただし、転出の届け出が転出日の前であること、または転入地に住んでから十四日以内であることが条件となります。また、世帯主が、住基カードの交付を受けている家族の届け出がまだある場合に限り、

市役所にて規定する利用
以下の手続きは、出張所ではできません。

○印鑑登録証としての利用
印鑑登録をする際、希望する方には住基カードを印鑑登録証として使えるようにします。また、既に座間市市民カードなどを印鑑登録証として使用している方で、希望する方には、今お持ちの印鑑登録証と交換で住基カードを交付します。

住基カードの申請手続きは、前記の交付申請書

送付された住基カードの交付通知書
交付手数料 五百円
法定代理人は、戸籍謄本など、その資格が確認できる物が必要(座間市に戸籍がある場合は不要)

住基カードの交付申請時に申請する本人または、法定代理人が来庁し、顔写真付きの本人であることを確認できる書類(運転免許証やパスポートなど)を提示いただければ、住基カードを即日発行することができ

「続き」住基カードの交付と同じ取り扱いになります。○住民票等自動交付機の利用
自動交付機を利用するための暗証番号を登録することにより、閉庁日においても、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付が受けられます。

暗証番号の登録は、本人が来庁し、運転免許証などで本人確認を受ける必要があります。また、交付が受けられるのは、本人または本人と同一世帯の住民票の写しと本人の印鑑登録証明書です。

自動交付機の利用時間は、年末年始を除く午前八時三十分から午後五時までです。○図書館での図書貸出券としての利用
市の図書館などで図書の貸出券としての利用を希望する方は、住基カードを持参の上、直接図書館窓口などで登録手続きをしてください。

○公的個人認証サービスに利用
住基カードに本人の特定の情報を登録することにより、自宅のパソコンで国や地方公共団体への申請や届け出の手続きが可能になります。手続きなどの詳細については、改めて広報紙面でお知らせします。

○本人を確認する書類としての利用
写真付きの住基カードは、今後、金融機関などで本人を確認できる証明書として利用できる予定です。しかし、これは提示先が認められた場合に限りです。

○住民票等自動交付機の利用
自動交付機を利用するための暗証番号を登録することにより、閉庁日においても、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付が受けられます。

暗証番号の登録は、本人が来庁し、運転免許証などで本人確認を受ける必要があります。また、交付が受けられるのは、本人または本人と同一世帯の住民票の写しと本人の印鑑登録証明書です。

市の図書館などで図書の貸出券としての利用を希望する方は、住基カードを持参の上、直接図書館窓口などで登録手続きをしてください。

住基カードに本人の特定の情報を登録することにより、自宅のパソコンで国や地方公共団体への申請や届け出の手続きが可能になります。手続きなどの詳細については、改めて広報紙面でお知らせします。

○本人を確認する書類としての利用
写真付きの住基カードは、今後、金融機関などで本人を確認できる証明書として利用できる予定です。しかし、これは提示先が認められた場合に限りです。

○住民票等自動交付機の利用
自動交付機を利用するための暗証番号を登録することにより、閉庁日においても、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付が受けられます。

暗証番号の登録は、本人が来庁し、運転免許証などで本人確認を受ける必要があります。また、交付が受けられるのは、本人または本人と同一世帯の住民票の写しと本人の印鑑登録証明書です。

市の図書館などで図書の貸出券としての利用を希望する方は、住基カードを持参の上、直接図書館窓口などで登録手続きをしてください。

住基カードに本人の特定の情報を登録することにより、自宅のパソコンで国や地方公共団体への申請や届け出の手続きが可能になります。手続きなどの詳細については、改めて広報紙面でお知らせします。

資源物分別収集カレンダー 8月~11月

地区	座間・四ツ谷・立野台・明王・新田宿・緑ヶ丘・入谷・レックス座間陽だまりの丘					さがみ野・相武台・栗原・栗原中央・南栗原・西栗原				
	缶・瓶	ペットボトル	紙・布	燃えないごみ	プラスチック	缶・瓶	ペットボトル	紙・布	燃えないごみ	プラスチック
8月	5・19	7・21	12	26	14・28	7・21	5・19	14	28	12・26
9月	2・16	4・18	9	23・30	11・25	4・18	2・16	11	25	9・23
10月	7・21	2・16	14	28	9・23	2・16	7・21	9	23・30	14・28
11月	4・18	6・20	11	25	13・27	6・20	4・18	13	27	11・25

地区	相模が丘・広野台					東原・小松原・ひばりが丘・日産栗原寮・日産座間寮				
	缶・瓶	ペットボトル	紙・布	燃えないごみ	プラスチック	缶・瓶	ペットボトル	紙・布	燃えないごみ	プラスチック
8月	6・20	1・15	13	27	8・22	1・15	6・20	8	22・29	13・27
9月	3・17	5・19	10	24	12・26	5・19	3・17	12	26	10・24
10月	1・15	3・17	8	22・29	10・24	3・17	1・15	10	24・31	8・22
11月	5・19	7・21	12	26	14・28	7・21	5・19	14	28	12・26

12月~平成16年3月収集分は、本紙12月1日号に掲載する予定です。資源対策課 ☎046(252)7659 函046(252)7616

第2回 地域福祉についての市民懇談会

市では、地域福祉の問題や課題、解決方法などについて、皆さんと一緒に考えていくため「地域福祉についての市民懇談会」を6月下旬に開催しました。懇談会では、多くの市民の皆さんにご参加いただき、活発な意見交換や話し合いをすることができました。

2回目となる今回の市民懇談会では、市内の福祉施設などを訪問します。ここでは、施設見学や地域における市民と福祉施設などとの助け合いや触れ合い関係について、施設職員を交えた話し合いや交流会を実施します。皆さんのご参加をお待ちしています。

○申込方法 直接または電話かファクスで担当へ

見学・交流会場	開催日時	定員	申込締切
特別養護老人ホームベルホーム	8月26日(火)午後2時~4時	各20人(先着順)	8月18日(月)
身体障害者総合福祉施設アガベセンター	8月27日(水)午前10時~正午		
子育て支援センター	8月29日(金)午後2時30分~4時	各20人(先着順)	8月25日(月)
障害者地域作業所いぶき	9月2日(火)午前10時~11時30分		
児童養護施設成光学園	9月3日(水)午前10時~正午		
県立座間養護学校	9月12日(金)午前9時20分~正午		

担当 社会福祉課 ☎046(252)7122 函046(256)3600

国民健康保険と高齢者医療のお知らせ

国民健康保険税の納付をお忘れなく

国民健康保険の運営のために納めていただく国民健康保険税の税率・税額は、毎年各市町村が独自に、その年に見込まれる国民健康保険全体の医療費や自己負担額などから決定します。

本市の平成十五年度の税率・税額は、表1のとおりです。国民健康保険加入者のいる世帯は、表2の年齢に応じて算出した額が平成十五年四月から平成十六年三月までの保険税の金額となります。

昭和七年十月一日から昭和八年八月一日までに生まれた方(老人保健法適用者は除く)に、医療費の負担割合を示した「国民健康保険高齢受給者証」を送付しました。

状況などを考慮して毎年判定し直します。このことから今回送付した受給者証に記載されている負担割合が、以前のものと異なる場合もありません。また、八月一日以降に所得や世帯の状況が変わった場合、負担割合も変わることがあります。その際には新しい受給者証を送付します。

九月三十日以前に生まれた方)と市の高齢者医療費助成事業の高齢者医療証をお持ちの方(昭和八年八月二日から昭和十年九月三十日まで)に生れた方も、八月一日現在で負担割合の判定をしました。

保険税は、年間十回に分けて納付していただきます。市では、納期のために金融機関や市役所に出向いて支払う必要がなく、便利で安全な口座振替をお勧めしています。ご希望の方は、納税通知書、預貯金通帳、通帳印を取扱金融機関に持参の上、座間市口座振替申込用紙に必要事項を記入してお申し込みください。既に口座振替をご利用の方で振替日に引き落としができなかった場合、再度の引き落としはできません。後日、市から送付する「口座振替不能通知兼納付書」をご利用になり、市役所や各出張所または取扱金融機関で納付してください。

表1 国民健康保険税の算定(税率・税額)

医療分	所得割額	平成14年度の総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた額に税率5.55パーセントを乗じた額
	資産割額	平成15年度の固定資産税額(土地・家屋)に税率18パーセントを乗じた額
	均等割額	各世帯の国民健康保険加入者一人につき22,000円
	平均割額	国民健康保険に加入している世帯につき24,000円
介護分	所得割額	平成14年度の総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた額に税率1パーセントを乗じた額
	資産割額	平成15年度の固定資産税額(土地・家屋)に税率2.5パーセントを乗じた額
	均等割額	各世帯の国民健康保険加入者一人につき4,800円
	平均割額	国民健康保険に加入している世帯につき4,200円

平成15年度から所得割額の算定方式が一部変更になりました。給与所得者の給与所得特別控除(2万円)を廃止
65歳以上の公的年金所得者の公的年金特別控除(17万円)を廃止
事業専従者の控除や長期・短期譲渡所得の特別控除を適用

表2 年齢別国民健康保険税の計算

40歳~64歳の方	医療分 + + + と介護分 + + + の合計額
65歳以上の方	医療分 + + + の合計額
40歳未満の方	医療分 + + + の合計額
課税限度額	医療分の合計額53万円、介護分の合計額8万円

平成15年度から介護分の課税限度額が7万円から8万円に引き上げられました。

世界平和を願って 8月は市原水爆禁止募金運動月間

市原水爆禁止協議会では、8月を「市原水爆禁止募金運動月間」と定め、各種運動を展開します。その主な内容は、自治会や事業所などのご協力による原水爆禁止に向けた募金活動、核保有国への「核兵器廃絶平和を求めの声明文」送付、市内在住で今なお被爆の後遺症に苦しむ方への見舞金贈呈、広島・長崎両市の原爆病院への援護金送付などです。

なお、8月8日(金)に駅などで街頭募金を実施しますので、皆さんの温かいご協力をお願いします。

犠牲者のめい福と恒久平和を祈り黙とうを

原爆が投下された日時に、市内の神社や寺院の鐘が一斉に鳴らされます。この時に原爆犠牲者のめい福と恒久平和を祈り、家庭や職場などで黙とうをささげましょう。

広島 8月6日(水)午前8時15分
長崎 8月9日(土)午前11時2分
また、8月15日(金)は、戦没者を追悼し平和を祈念する日です。正午に1分間の黙とうをささげましょう。



運動期間中~映画会・写真展を開催

【市民映画会】

とき 8月6日(水)午後1時30分~4時30分
ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール
内容 ひまわり会(被爆者の会)による話 ビデオ「忘れられないあの日」上映 映画「モンスターズ・インク」上映
定員 先着360人
費用 無料

【平和と原爆写真パネル展】

とき 8月4日(月)~22日(金)午前8時30分~午後5時(土曜・日曜日を除く)
ところ 市役所1階市民ホール
担当 社会福祉課 ☎046(252)7122 ☎046(256)3600

福祉展の作品を募集!



毎年9月は本市の福祉月間です。この期間中に開催する「福祉展」への出展作品を次のとおり募集します。

【写真作品】

題名 小さな福祉
対象 どなたでも
出品点数 一人1点
応募方法 8月29日(金)までに担当へ持参(各種団体の会員はそれぞれの団体の代表者に提出)

【障害児・者や老人の趣味を生かした作品】

部門 書道、絵画、俳句、和歌、手芸ほか
対象 市内在住の障害児・者および60歳以上の方
担当 社会福祉課 ☎046(252)7122 ☎046(256)3600

お年寄りの事故防止に 交通安全標語を募集

市交通安全対策協議会では、高齢者の事故防止をテーマに標語を募集します。一人何点でも応募できますので、多数ご応募ください。

応募資格 市内在住・在勤・在学者
応募方法 はがき(ファクス不可)1枚につき標語1点として、住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、9月5日(金)までに〒228-8566市役所市民生活課あて郵送(当日消印有効)または持参(市内の小・中学校在学者は、それぞれの学校に提出)

入賞者は「交通安全推進大会」で表彰します。
担当 市交通安全対策協議会(市民生活課内)
☎046(252)8218 ☎046(255)3550



みんなの健康



担当 市民健康課 保健係 ☎046(252)7225 予防・医療係 ☎046(252)7213 リハビリ係 ☎046(252)7317 046(252)7043

なかよしベビークラス 保

とき = 8月21日(木) 午前10時~11時30分 ところ = 市民健康センター 内容 = 新しい友達をつくりたい保護者のための教室です。赤ちゃんと一緒に遊びをします 対象 = 3カ月~4カ月児とその保護者 定員 = 30人 持ち物 = 母子健康手帳、バスタオル 申込方法 = 電話予約

4カ月児健康診査 保

とき = 8月19日(火) 午後1時~2時 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成15年4月生まれ

8~10カ月児健康診査 保

市では、指定相談医を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関へ電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになり受診してください。

1歳6カ月児健康診査 保

内科 ところ = 指定医療機関 対象 = 平成14年1月生まれ 歯科 とき = 8月20日、27日いずれも水曜日 午前9時30分~10時30分 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成13年12月生まれ

ご注意ください 夜間騒音

最近、夜間の生活騒音に対する苦情が数多く寄せられています。これらは、一人一人の心掛けで解消できるものばかりです。特に次のことには十分に注意しましょう。

- 夜間は大声を出さない
- 車のエンジンを掛けたままの駐車や、不必要な空ぶかしはしない

深夜営業をしている事業者へ

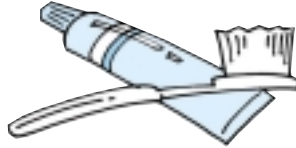
深夜営業を営んでいる飲食店・小売店などから発生する騒音は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により基準が定められています。特にカラオケやスピーカーなどの音響機器は、音が外部に漏れないよう店舗に防音設備がなければ、午後11時以降は使用できません。

また、飲食店などの営業を原因とする人の声および自動車のドアの開閉音やエンジン音などについても、騒音が発生しないように努めることが義務付けられています。近隣の皆さんの生活環境を守るために、ご協力をお願いします。

担当 環境保全課 ☎046(252)8214 046(252)3550

2歳児歯科健康診査 保

とき = 8月27日(水) 午後1時~2時受け付け ところ = 市民健康センター 内容 = 歯科健診、予防処置および育児相談など(予防処置は希望者のみで有料) 対象 = 平成13年7月生まれ 持ち物 = 母子健康手帳、歯ブラシ 申込方法 = 直接会場へ(事前通知はありませんのでご注意ください)



3歳6カ月児健康診査 保

とき = 8月5日(火) 午後1時~2時 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成12年2月生まれ 持ち物 = 母子健康手帳

母親父親教室 保

とき	内容
8月18日(月) 午後1時30分~4時	自己紹介、妊婦体操、妊娠中の過ごし方
8月21日(木) 午前9時30分~11時30分	妊娠中の歯の衛生、赤ちゃんの衣類
8月23日(土)	疑似体験、先輩ママに聞く「子育て」
8月25日(月) 午後2時~4時	妊娠中の栄養
8月30日(土) 午前9時30分~11時30分	赤ちゃんの沐浴、これからに向けて

ところ = 市民健康センター 対象 = 初産で妊娠16週以降の方と夫 受講料 = 500円(テキスト代) 持ち物 = 母子健康手帳、筆記用具 申込方法 = 8月15日(金)までに担当へ

救急診療

休日昼間

診療科目	受付時間	診療場所
小児科	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分	休日急患センター (市民健康センター1階) ☎046(252)9933
内科	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分	
歯科	午前9時~11時45分、午後2時~4時30分	
耳鼻咽喉科	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野) ☎042(756)9000
外科・婦人科・眼科	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)	消防テレホンサービス ☎046(251)0119 にお問い合わせください。

夜間

診療科目	受付時間	診療場所
小児科	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分	休日急患センター (市民健康センター1階) ☎046(252)9933
内科	土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分	
外科	午後6時~10時(診療時間)	
		消防テレホンサービス ☎046(251)0119 にお問い合わせください。

深夜

診療科目	診療時間	診療場所
小児科	午後10時~翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)	小児救急情報センター ☎046(255)9933 にお問い合わせください。
内科・外科	午後10時~翌朝午前8時	消防テレホンサービス ☎046(251)0119 にお問い合わせください。

聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

防ごう! 食中毒 食中毒予防街頭キャンペーン

食中毒が多発する季節を迎え、厚木保健福祉事務所と厚木地区食品衛生協会では、「食中毒予防街頭キャンペーン」を実施します。食中毒を引き起こす病原性大腸菌などは、常にわたしたちの身の回りに潜み、感染のすきをうかがっています。予防法など正しい知識を身に付け、食中毒から家族を守り楽しい夏を過ごしましょう。

○とき 8月4日(月) 午後2時~
○ところ サミット座間ひばりが丘店(ひばりが丘4丁目6215)

○内容 食品衛生クイズ、健康相談コーナーなど
なお、家庭では特に次の点に注意して、食中毒を防ぎましょう。

- 食品は十分に加熱する。
- 調理器具は消毒をして清潔にする。
- 調理や食事の前には手をよく洗う。

担当 市民健康課 ☎046(252)7213 046(252)7043

肩こり予防講座 参加者募集!

とき 9月6日(土) 午前10時~11時30分
ところ 市民体育館(スカイアリーナ座間)中体育室

内容 肩こりの解消と予防のための実技講座
受講料 500円

対象 18歳以上
定員 50人(先着順)

持ち物 動きやすい服装、タオル、バスタオル、室内用運動靴

申込方法 9月5日(金)までに受講料を添えて直接担当へ(電話予約可)

担当 市民体育館 ☎046(255)0077 046(255)1188



迷惑です! ふん公害 ペットマナーを守りましょう

市には犬のふんの放置や放し飼い、捨て犬、捨て猫など、依然としてペットに関する苦情が数多く寄せられています。

ごく一部の飼い主の道德意識の欠如が、地域の皆さんに多大な迷惑を掛けています。ペットの飼い主やこれから飼い主となる方は、動物の本能や習性を十分に理解した適正な飼育を心掛けるとともに、特に次のことを必ず守ってください。

- 犬を散歩させるときは引き綱を付け、ふんの始末をする。
- 犬には首輪などに鑑札を付ける。
- 犬は狂犬病予防注射を毎年受ける。
- 犬は放し飼いにしない。
- ペットは愛情を持って最後まで飼育する。

担当 市民健康課 ☎046(252)7213 046(252)7043



【座間市のお知らせ】

8.1

平成15年(2003年)8月1日発行
 座間市企画部市民情報課編集
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: http://www.city.zama.kanagawa.jp/
 ☎ : http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

♪今月のロビーコンサート♪

音楽に寄せて～日本の歌・世界の歌～

とき 8月13日(水)午後0時20分～0時40分
 ところ 市役所1階市民サロン
 曲目 浜辺の歌、椰子の実、夏の思い出、泣かせたまえ、
 音楽に寄せて、夢のあとに、わすれな草
 演奏者 バリトン 井上高男さん、ピアノ 佐藤朋子さん

日米親善盆踊り大会

とき 8月9日(土)午前11時～午後9時30分(荒天中止)
 ところ キャンプ座間
 内容 盆踊り、ゲーム、模擬店、音楽演奏、花火ほか
 持ち込めない物 大きなバッグ(リュックサックなどを含む)、クーラーボックス、瓶、スケートボード、ペット
 問い合わせ先 キャンプ座間 ☎046(251)1788 内線263-3040

基地内への車両(自転車、バイクを含む)の乗り入れはできません。また、周辺道路はすべて駐車禁止ですので、ご来場には電車・バスをご利用ください。

担当 渉外課
 ☎046(252)8307
 ☎046(255)3550



姉妹都市(米国スマーナ市)へ 中学・高校生派遣団が出発

姉妹都市相互の友好を促進し、異文化を体験することで国際的視野を広げ、これからの時代にふさわしい青少年を育成する目的で、この夏、スマーナ市に中学・高校生を派遣します。

公募により選ばれた派遣団員は、中学生9人と高校生11人の合計20人。7月末までに研修を受け、8月6日にスマーナ市に向けて出発します。

派遣団員たちは、スマーナ市でホームステイをしながらアメリカ文化に触れ、交流を深めるとともに貴重な体験をして8月20日に帰国する予定です。

担当 市国際交流協会事務局(渉外課内)
 ☎046(252)8307
 ☎046(255)3550



スマーナを夢見て研修に取り組みました

森林はわたしたちに多くの恵みをもたらしています。水をはぐくみ、酸素を生み、空気をきれいにします。また、洪水や土砂崩れを防ぎ、資源としての木材を与えてくれます。しかし、木々の成長には長い時間を必要とするため、森林が豊かに育つためには、わたしたち一人一人が考え、行動することが求められています。

市では、自然保護思想啓発活動として、公園内の緑を大切に育て豊かに保全するために、森づくりボランティアに協力していただ



作業の前には十分な説明を

自然観察会も開かれます



森づくりボランティア募集中

未来へ残そう育てよう みんなの森

る方を募集します。
 公園内に現存する樹林地を良好に保つための下草刈り、枝打ちなど森林の手入れのほか、樹木への樹名板の設置などを市民の皆さんとともに実施します。初めての方でも参加できるような安全な場所を選び、作業の進め方については、森林インストラクターが指導しますので安心です。また、森林に関する講義や自然観察会も予定していますので、ぜひ、ご参加ください。

とき 九月十二日(金)
 午前九時～午後一時(予定)

定員 四十人(先着順)
 申込方法 八月二十九日(金)までに電話で担当へ
 担当 公園緑地課
 ☎046(252)7221
 ☎046(255)3550

(雨天の場合は十九日(金)に延期)
 ところ 芹沢公園(予定)

こんにちは赤ちゃん



たかお れい
 高尾 怜ちゃん
 H14.5.18生まれ 男
 東原4丁目



なかつぶし ともか
 中坪 朋佳ちゃん
 H14.10.27生まれ 女
 入谷5丁目



よしだ あおい
 吉田 葵ちゃん
 H14.7.14生まれ 女
 東原2丁目



よしざわ まあや
 吉澤 真綺ちゃん
 H15.2.18生まれ 女
 緑ヶ丘6丁目



むらた なおと
 村田 直人ちゃん
 H15.1.8生まれ 男
 西栗原1丁目



いけだ もも
 池田 桃ちゃん
 H14.8.24生まれ 女
 入谷2丁目

赤ちゃんの写真お待ちしています!

対象 応募時に1歳未満の赤ちゃん
 掲載月 9月・10月・11月
 応募方法 カラー写真の裏に保護者の住所・氏名・電話番号、赤ちゃんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別を記入の上、〒228-8566 市役所市民情報課あて郵送または持参
 申込期限 8月11日(月) 当日消印有効
 応募者多数の場合は抽選とし、掲載が決定した方に連絡します。応募いただいた写真は返却しません。

市立 清川自然の村

バンガロー利用状況 7月23日現在

=まだ余裕があります = 早めにお申し込みください x = 満室です = 受付終了

8月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

バンガロー使用料金表

区分	使用料(1泊)	
	座間市民・清川村民	その他
4人用	1,680円	2,520円
5人用	2,100円	3,150円
6人用	2,520円	3,780円
7人用	2,940円	4,410円

上記の金額には、消費税が含まれています。

9月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

申し込みは1週間前までにしてください。
 車での来場の際は、市駐車場をご利用ください。
 担当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163